

与謝野晶子倶楽部事業補助金交付要綱

平成13年4月1日制定

平成23年4月15日改正

平成28年4月1日改正

平成29年4月1日改正

令和2年1月31日改正

1 補助金の名称

補助金の名称は、与謝野晶子倶楽部事業補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 補助金の目的

補助金は、堺が生み、近代日本の短歌界をはじめ、古典研究、評論活動、教育・社会活動など多様な分野で偉大な足跡を残した与謝野晶子に関する市民参加型の研究・交流組織として発足した与謝野晶子倶楽部が行う事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の文化意識の一層の醸成と堺文化の発信に寄与することを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

4 補助事業等

(1) 補助対象者は、与謝野晶子倶楽部とする。

(2) 補助対象事業は、講演会、講座及び文学踏査の開催並びに機関誌の発行とする。

(3) 補助対象経費は、次のとおりとする。

①講演会、講座及び文学踏査の開催事業に要する諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、広告料、委託料、使用料及び賃借料、負担金

②機関誌発行事業に要する諸謝金、印刷製本費及び通信運搬費

5 補助金の額

補助金の額は、毎年度予算の範囲内で市長が定めるものとする。

6 補助金の交付の申請

(1) 補助事業者は、与謝野晶子倶楽部事業補助金交付申請書（規則様式第1号）を毎年6月30日までに市長に提出しなければならない。

(2) 交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。

①事業計画書（規則様式第2号）

②収支予算書（規則様式第3号）

③前年度決算書（規則様式第8号）

④その他市長が必要と認める書類

7 補助金の交付の条件

補助事業者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容について変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をし、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則の規定に従うこと。

8 交付申請の取下げ

補助金の交付を申請した者は、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に交付の申請を取り下げることができる。

9 実績報告

- (1) 補助事業者は、与謝野晶子倶楽部事業補助金実績報告書（規則様式第6号）を補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。
- (2) 与謝野晶子倶楽部事業補助金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ①事業実施報告書（規則様式第7号）
 - ②収支決算書（規則様式第8号）
 - ③出納簿の写し
 - ④その他市長が必要と認める書類

10 補助金の額の確定通知

市長は、与謝野晶子倶楽部事業補助金確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に補助金の額の確定通知を行うものとする。

11 補助金の交付

- (1) 補助金は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をした後、当該交付の決定をした額の全部を年2回に分けて概算払により交付する。
- (2) 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、与謝野晶子倶楽部事業補助金交付請求書（規則様式第10号）に与謝野晶子倶楽部事業補助金交付決定通知書（規則様式第4号）の写しを添えて、交付決定通知書の交付時期に記載されている交付月の月末までに補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。
- (3) 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、補助金の実績報告を行う際に、与謝野晶子倶楽部事業補助金精算書（規則様式第11号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業者は、(3)により与謝野晶子倶楽部事業補助金精算書を提出した場合

において、交付を受けるべき補助金の額を超える補助金を既に交付されているときは、与謝野晶子倶楽部事業補助金返納・返還命令通知書（規則様式第5号）に定めるところにより、それを返納しなければならない。

12 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。